

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	平成26年11月4日 政策調整会議	
開催日時	平成26年11月4日(月)9時10分～10時40分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出席者	<p>田中市長公室長、重岡危機管理監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 (担当課1) 目崎健康づくり部次長兼健康づくり課長、佐甲同課長補佐 (担当課2) 上野総務部次長兼財政課長、濱同課主幹兼課長補佐、平間同課財政係長 (担当課3) 林福祉課長、岩城同課主幹兼課長補佐、宮同課長補佐兼地域福祉係長(事務局) 神田市長公室次長兼政策企画課長、佐藤同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係濱野主事</p>	
会議内容	<p>1 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)について 2 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)について 3 朝霞市地域福祉計画策定委員会条例(案)について</p>	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画(案) ・朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)概要 ・朝霞市地域福祉計画策定委員会設置条例(案) 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
その他の必要事項		

【議題】

1 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について

【説明】

（担当課 1：目崎）

はじめに、本計画案を作成するに当たり、対策委員会を2回開催した。委員や庁内パブコメ、関係機関である朝霞保健所、朝霞消防署、朝霞地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、朝霞市商工会にも意見をいただいた。

本行動計画は、平成25年4月から新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、同年6月に新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条に基づいて新型インフルエンザ等対策政府行動計画を策定した。

埼玉県は、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、平成26年1月に埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画を作成した。

本市では、特措法第8条第1項の規定により、埼玉県行動計画に基づき、本行動計画を策定するものである。内閣官房から、11月までに各市町村において計画を策定すること、県を通じて連絡があった。その理由は、来年1月に、国が訓練を開催するからとのことである。

構成は4部構成となっている。「第1 はじめに」は背景及び新型インフルエンザ対策特別措置法施行後の流れについて記載している。

「第2 対策の基本方針」の「1 目的及び基本的な考え方」では「新型インフルエンザ等の発生時期を予知することは難しく、本市への侵入も避けられない。そして、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。」とのことから、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小になるようにすること」の2点を主な目的とした。

「2 実施上の留意点」では、基本的人権の尊重や関係機関の連携協力などについて、「3 発生時の被害想定等」では、社会・経済的影響について触れている。

「4 役割分担」では国、県、市から市民までについて記載している。「5 発生段階」は、県の分類に基づき6つの発生段階を定めている。また、文中に「緊急事態宣言」という表現が使われているが、これは、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れがある場合に行われ、区域ごとに指定されるものである。

「6 行動計画の主要6項目」は、（1）実施体制から（6）市民生活及び市民経済の安定の確保まで6項目に分けて立案するものである。

11頁には、対策本部及び対策委員会などの実施体制について記載しており、対策本部の構成員は、市長、副市長、教育長、部長級職員、朝霞消防署長とし、事務局は健康づくり課及び危機管理室として、既に条例化している。対策委員会については、課長級職員により構成しており、本計画を策定する前、それから、対策本部が立ち上がる前に事前の準備を行う又は、対策本部が立ち上がった後に情報収集や伝達をする、その他の対策に関する事務を行うものである。

13頁からは、(4) 予防・まん延防止について記載してあるが、特に「ウ 予防接種」は、市の役割として重要である。

15頁b-(c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、対策本部構成員、健康づくり課職員、危機管理室職員及び市議会議員などを考えている。住民接種については、拡大・まん延を防ぐために行うものである。

17頁には、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」について、記載してある。新型インフルエンザ等は、各地域での流行が約8週間続くと言われており、最大で従業員の40パーセントが欠勤することも想定されている。事業の継続計画の策定、従業員の感染防止対策を講じることが必要である。

18頁には、「7 緊急事態宣言時の措置」が記載されている。具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例の発生頻度が高い場合、また、患者の感染経路が特定できない又は、多数の人に感染する恐れのある場合、都道府県の区域を基に指定される。市として、緊急事態宣言がされた時には、市対策本部を直ちに設置し、全庁一体となった対策を講じる。例えば、県が中心となることが多いので、県の措置に対し、必要に応じて協力するなどである。

20頁以降については、「発生段階別の対応」について、記載してある。特に、31頁には、「市内感染拡大期」についての記載があり、市内感染拡大期は、市内で感染が拡大し、患者の接触歴や疫学調査で把握できない状態となっている。この段階では、医療体制、市民生活や市民経済についても維持していくことが困難な状態となり、業務継続計画を実施する必要性が生じる段階となる。

37頁「第4 対策項目と対応部署」では、平成24年度に行動計画(案)を策定していたが、その時点で、各課と調整していた項目を基本としているが、本年4月の機構改革を受け、担当課名の変更など修正を行った内容となっている。なお、対策項目についてはすべての業務が掲載できていない部分があると思うが、表に掲載されていない項目について有事にあっては対策本部、平時には対策委員会で決定することも記載している。

43頁には、新型インフルエンザ等対策フローチャートとなっている。また、参考資料として、策定経過、条例や特措法などを添付している。

【意見等】

(小林総務部長)

本計画にエボラ出血熱やデング熱等は含まれるのか。

予防接種の特定接種について、医師会などと協定を結んだ方が良いのではないか。

(担当課1：目崎)

本計画の内容は、新型インフルエンザに関することが中心となっているが、計画名に「等」を使用しているため、他の感染症の対応も包括している。しかし、実際に感染症が発生した場合には、政府による基本的対処方針が出されるため、その内容に従うことになる。

医師会との協定は、検討していなかったが、国及び県の動向を注視して考慮する。

(佐藤市民環境部長)

P19に火葬場についての表記があるが、朝霞市には火葬場がないため、朝霞市の実情

とは、そぐわないのではないかと。

(担当課 1 : 目崎)

P 1 9 の内容については、県のひな型に沿って作成した。内容について検討する。

(田中水道部長)

P 1 8 に水道事業についての記載があるがどう考えているのか。

(担当課 1 : 目崎)

安定的に水を配給するという意味で記載している。

(柳原都市建設部長)

業務継続計画は各課単位で作成するのではなく、市全体として作成する必要がある。

(担当課 1 : 目崎)

基礎となる計画はあるので、見直して作成したいと考えている。

(田中市長公室長)

様々な計画があると困惑する恐れがある。緊急時の対応については、地域防災計画が策定されていることから、それをベースにマニュアル化した方が良い。

火葬場及び水道関係については、県等に確認してほしい。

(島村生涯学習部長)

P 1 1 の朝霞市新型インフルエンザ等対策委員会について、「平常時から」との表記があり、P 2 3 には「委員会を開催する」との表記もある。P 4 3 のフローチャートでは、発生した際に、「設置する」との表記になっていることから、整合性が図れていない。

近隣都県が区域指定された場合、また、近隣ではないが国内で指定された場合の対応はどうなるのか。

(担当課 1 : 目崎)

「設置」を「開催」に修正する。

区域指定については、P 2 8 に近隣都県で発生した場合の対応を定めている。国内で指定された場合は定めていないので、その時の状況に応じて対応する。

(内田監査委員事務局長)

P 4 3 フローチャートについて、付番が分かりづらいので見直してもらいたい。

P 5 「基本的人権の尊重」の「緊急物資の輸送・収用」は特措法第 5 4 条ではなく、同法第 5 5 条ではないか。

目次のページが間違っている。

P 6 の※ (アスタリスク) について、表現を統一した方が良い。

(担当課 1 : 目崎)

フローチャートは見直して、修正する。

特措法については、再度確認する。

目次は修正する。

※ (アスタリスク) は表現を統一する。

(内田議会事務局長)

特措法の全文を計画に記載する意図を教えてください。

全体のスケジュールについて教えてください。

パブリック・コメントは行ったのか。

「朝霞市新型インフルエンザ等対策本部」の構成員の中に市の職員でない朝霞消防署長が入っているが、条例上問題ないのか。

(担当課1：目崎)

特措法の記載については、必要な部分を抜粋して表記する。

スケジュールについては、次週、庁議にかけた後、12月議会で諸報告する。

パブリック・コメントについては、庁内職員及び医師会等の専門家に対してのみパブリック・コメントを行った。市で独自の内容を策定するものではないことから外部に向けては行っていない。

特措法の中に、「当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員」との記載があったため、条例の改正を含め、再確認する。

【結果】

一部修正の上、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について

【説明】

(担当課2：上野)

今回の改正については、第4次朝霞市行政改革の取組項目である「使用料・手数料の見直し」に基づき、本市の手数料のうち、各種証明書の発行等にかかる手数料について、近隣市等の手数料水準との均衡に留意しながら見直しを行うものである。

内容としては、住民票の写しの交付や印鑑証明書などの証明書交付手数料を1通につき100円から200円に改正するほか、住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料を1冊につき2,000円から4,000円にするものである。

改正理由としては、厳しい財政運営が続いている中で、歳出の見直しとあわせて、公平性の観点から受益と負担の適正化を図り、財源確保の取り組みを進めるために、他市の手数料水準と比べて特に低くなっている証明書交付手数料の改正を行うものである。

【意見等】

(内田監査委員事務局長)

住民票の写し等、近隣市の水準はどうなっているのか。また、今回閲覧を削除した理由を教えてください。

(担当課2：上野)

県内40市中、さいたま市他4市が300円、川越市他25市が200円、秩父市他7市が150円となっていることから、均衡を図って、朝霞市は200円にした。

閲覧については、平成18年4月1日時点で、課税課において、閲覧を取りやめていた。

その時に、条例改正に至っていなかったもので、今回の改正で削除した。

(田中市長公室長)

増額することの影響額はどれくらいか。

(担当課2：上野)

概算で1,400万円である。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 朝霞市地域福祉計画策定委員会設置条例（案）について

【説明】

(担当課3：林)

制定理由としては、現在の第2期朝霞市地域福祉計画の計画年度が、「平成23年度から平成27年度まで」となっていることから、平成28年度からの第3期計画を策定することにしており、地域福祉計画の策定においては、社会福祉法第107条の規定により、市民等の意見を広く求め、計画に反映させることとされているため、「朝霞市地域福祉計画策定委員会」を設置する必要があるため、本条例を制定するものである。

前回の計画策定までは、要綱での運用で行っていたが、地方自治法第138条の4第3項の規定により、第3期計画策定にあたって、要綱を条例に格上げするものである。

条例制定に当たり、見直した事項としては、第1条に目的を定め、第4条第2項の組織の構成委員について、「公募による市民」を、「公募による市民又は公募委員候補者名簿に登録された市民」に変更し、第6条の任期について、補欠委員の任期は前任者の在任期間とすることを追加したものである。

【意見等】

(佐藤市民環境部長)

委員の割り振りについて教えていただきたい。

(担当課3：林)

各構成員の定員の割り振りは決めていない。第2期計画を策定した時は、社会福祉関係団体の代表者等は13名、学識経験者1名、社会保険・医療に従事する者4名、公募による市民3名の合計21名であった。多少の人数の前後を含め、24名以内としている。

(田中市長公室長)

委員は24名も必要なのか。

(担当課3：林)

各種団体を網羅したいという思いから、24名に設定させていただいた。近隣市の状況としては、志木市が13名、和光市が16名以内、新座市が29名以内となっている。

(田中水道部長)

任期について、計画を策定する日までとしていることから、「ただし、再任を妨げない。」

の表記は、必要ないのではないか。

(担当課 3 : 林)

団体代表者等が変わることを想定して、この表記を使用した。

(三田福祉部長)

人権庶務課とは調整を行っているが、再度、調整する。

【結果】

一部内容を確認の上、庁議に諮ることとする。

【閉会】